

組合員・利用者 各位

家屋等の修繕のセールスを行う不審な 電話や訪問について（ご注意）

最近、JA安芸管内において、リフォーム業者が組合員や利用者のお宅に電話や訪問により、JA共済の加入状況の聞き取りを行った後、屋根等の修繕を勧めるという、不審な事案が複数発生していますのでご注意ください。

1. 事案の内容

リフォーム業者が組合員や利用者のお宅へ電話や訪問により、「農協の保険（共済）に加入されていますか？どのような内容ですか？」など、JA共済の加入状況を聞き、その後、「農協の共済で先日の強風による被害が修理できるので調査させてほしい。」「農協の共済が支払いになるためには3年に1回、家の周りを点検する必要があります。」といった内容で、頻繁に電話して、家屋の修繕を勧めている様子です。

2. 留意点

リフォーム業者による頻繁な電話や訪問により、上記の事案が発生した時は次のことに留意ください。

- ① JA安芸が業務提携している業者が、組合員や利用者のお宅へ電話や訪問により、JA共済の加入状況について聞き取りした後、家屋の修繕等を勧めることはありません。
- ② JA共済の支払いには、家屋の点検は関係ありませんので、ご加入されている共済契約の内容を業者に伝えないでください。
- ③ 不審と思われる事案が発生しお困りのことがありましたら、最寄りのJA安芸の支店・事業所または海田警察署にご相談ください。

3. ご連絡先

JA安芸 最寄りの支店・事業所

海田警察署 生活安全課 082-820-0110

安芸農業協同組合